

定 款

(2016年6月現在)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。なお、詳細は別表1のとおりとする。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 救護施設の経営
- (ロ) 福祉型障害児入所施設の経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営
- (ニ) 児童養護施設の経営
- (ホ) 乳児院の経営
- (ヘ) 特別養護老人ホームの経営
- (ト) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 児童厚生施設の経営
- (ハ) 宿所提供施設の経営
- (ニ) 無料低額診療事業の経営
- (ホ) 老人短期入所事業の経営
- (ヘ) 老人デイサービス事業の経営
- (ト) 障害児相談支援事業の経営
- (チ) 子育て短期支援事業の経営
- (リ) 生計困難者に対する支援相談事業の経営
- (ヌ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ル) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヲ) 相談支援事業の経営
- (ワ) 一般相談支援事業の経営
- (カ) 特定相談支援事業の経営
- (ヨ) 移動支援事業の経営
- (タ) 一時預かり事業の経営
- (レ) 地域子育て支援拠点事業ひろば型の経営

(ソ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 大阪福祉事業財団という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪市城東区古市一丁目20番82号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 9名

(2) 監事 2名

2. 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3. 理事長は、この法人を代表する。

4. 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第6条 理事のうち1名を常務理事とする。

2. 常務理事は、理事会の意見を聴いたのち、理事長が委嘱する。

3. 常務理事は、理事長の命を受けて、この法人の業務を処理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。

3. 理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第8条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2. 監事は、評議員会において選任する。

3. 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は、理事長がこれを招集する。
3. 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
4. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
5. 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
6. 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
7. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
9. 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事が職務を代理する。

2. 理事長及び常務理事ともに事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する順序によって、他の理事が理事長及び常務理事の職務を代理する。
3. 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び大阪市長に報告するものとする。
3. 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(参与)

第13条 この法人に参与若干名を置くことができる。

2. 参与は、理事総数の3分の1以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
3. 参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(職員)

第14条 この法人に、職員若干名を置く。

2. この法人の設置経営並びに受託経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第15条 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。

2. 評議員会は、理事長が招集する。
3. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
4. 評議員会に議長を置く。
5. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
7. 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
9. 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
10. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2. 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第17条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第18条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2. 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2. 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3. 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4. 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第29条に掲げる公益を目的とする事業及び第31条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合

(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
3. 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第23条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第24条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第25条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、法人事務所に備えて置くとともに、この法人が提供するサービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第26条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第27条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第28条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第29条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。なお、詳細は別表2のとおりと

する。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問看護事業
- (3) 居宅療養管理指導事業
- (4) 訪問リハビリテーション事業
- (5) 病後児デイサービス事業
- (6) 居宅介護従業者養成研修事業
- (7) 高齢者生活管理指導短期宿泊事業
- (8) 日中一時支援事業
- (9) 未成年後見事業

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第30条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 収益を目的とする事業

(種別)

第31条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の収益事業を行う。

- (1) 物品等の販売・貸付

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第32条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第33条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第35条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第36条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、社会福祉法人大阪福祉事業財団の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第38条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	林	文雄
理事	松尾	純雄
〃	賀集	一
〃	山県忠次郎	
〃	後藤	清
監事	岩谷寛一郎	

別表 1

(1) 第一種社会福祉事業

符号	事業名	事業所名
(イ)	救護施設	高槻温心寮
(ロ)	福祉型障害児入所施設	豊里学園
		すみれ愛育館
(ハ)	障害者支援施設	三島の郷
		貝塚こすもすの里
		すみれ愛育館
(二)	児童養護施設	高鷲学園
(ホ)	乳児院	すみれ乳児院
(ヘ)	特別養護老人ホーム	城東特別養護老人ホーム
(ト)	養護老人ホーム	城東養護老人ホーム
		槻ノ木荘

(2) 第二種社会福祉事業

符号	事業名	事業所名
(イ)	保育所	なかよしすみれ保育園
		すみれ保育園
		東桃谷幼児の園
		高鷲保育園
		ひむろこだま保育園
		阿保くすの木保育園
(ロ)	児童厚生施設	すみれ児童館
(ハ)	宿所提供施設	関目寮
(二)	無料低額診療事業	すみれ病院
(ホ)	老人短期入所事業	城東老人ホームショートステイ
(ヘ)	老人デイサービス事業	城東老人ホームデイサービスセンター
		すみれ在宅支援センターすみれデイサービス
(ト)	障害児相談支援事業	あさひ希望の里
		支援センター ぴーぷる
(チ)	子育て短期支援事業	高鷲学園
		すみれ乳児院
(リ)	生計困難者に対する支援相談事業	城東養護老人ホーム
		城東特別養護老人ホーム
		槻ノ木荘
		高槻温心寮
(ヌ)	老人居宅介護等事業	ホームヘルプセンター 城東すみれ
		地域生活支援センター 槻ノ木荘
(ル)	障害福祉サービス事業	
	生活介護	あさひ希望の里
		すみれ共同作業所
		すみれ愛育館
		三島の郷
		貝塚こすもすの里
		南海香里のさと
		たけのこ
		せんごくの里
	就労継続支援	せんごくの里
	居宅介護	あさひ希望の里
		すみれ共同作業所
		ホームヘルプセンター 城東すみれ
		地域生活支援センター らいと
		支援センター ぴーぷる

符号	事業名	事業所名
(ル)	短期入所	すみれ愛育館
		豊里学園
		三島の郷
		貝塚こすもすの里
		南海香里のさと
	行動援護	地域生活支援センター らいと
	同行援護	地域生活支援センター らいと
		ホームヘルプセンター 城東すみれ
	重度訪問介護	地域生活支援センター らいと
		あさひ希望の里
		ホームヘルプセンター 城東すみれ
	共同生活援助	支援センター ぴーぷる
		りんどう
		まいペース
		ひまわり
かえでの家		
すみれ青年の家		
(ヲ)	相談支援事業	あさひ希望の里
(ワ)	一般相談支援事業	地域生活支援センター らいと
		あさひ希望の里
(カ)	特定相談支援事業	地域生活支援センター らいと
		あさひ希望の里
		すみれ共同作業所
		支援センター ぴーぷる
(ヨ)	移動支援事業	あさひ希望の里
		すみれ共同作業所
		地域生活支援センター らいと
		支援センター ぴーぷる
		ホームヘルプセンター 城東すみれ
(タ)	一時預かり事業	ひむろこだま保育園
		高鷲保育園
(レ)	地域子育て支援拠点事業ひろば型	ひろばひだまり
(ソ)	地域子育て支援拠点事業	東桃谷幼児の園

別表 2

公益を目的とする事業

符号	事業名	事業所名
(1)	居宅介護支援事業	城東特別養護老人ホーム
(2)	訪問看護事業	すみれ在宅支援センター すみれ訪問看護ステーション
(3)	居宅療養管理指導事業	すみれ病院
(4)	訪問リハビリテーション事業	すみれ病院
(5)	病後児デイサービス事業	すみれこどもケアルーム
(6)	居宅介護従業者養成研修事業	すみれ共同作業所
(7)	高齢者生活管理指導短期宿泊事業	槻ノ木荘
(8)	日中一時支援事業	すみれ愛育館
		豊里学園
		貝塚こすもすの里
		すみれ共同作業所
		あさひ希望の里
		南海香里のさと
(9)	未成年後見事業	せんごくの里
		高鷲学園

定款 第4章 資産及び会計 (別表)

(資産の区分)

第20条 2.

(1)	羽曳野市南恵我之荘二丁目 465 番 1 所在の高鷲学園・高鷲保育園敷地			5,214.72	m ²
(2)	大阪市旭区太子橋一丁目	227 番		201.32	m ²
		228 番		208.26	m ²
	所在のあさひ希望の里敷地		計	409.58	m ²
(3)	大阪市旭区太子橋一丁目 229 番所在の豊里学園敷地			2,637.68	m ²
(4)	大阪市城東区古市一丁目	2 番		2,211.57	m ²
	所在のすみれ愛育館、すみれ青年の家、関目寮敷地	31 番	2	966.72	m ²
	なかよしすみれ保育園・すみれ乳児院敷地	11 番	10	507.98	m ²
	すみれ保育園敷地	12 番	13	1142.29	m ²
			計	4,828.56	m ²
(5)	大阪市生野区勝山北三丁目	178 番	82	282.99	m ²
		178 番	85	189.92	m ²
		178 番	86	384.47	m ²
	所在の東桃谷幼児の園敷地		計	857.38	m ²
(6)	高槻市大字原 924 番 4 所在の三島の郷敷地			40,000.00	m ²
(7)	高槻市氷室町一丁目所在のひまわり敷地	701 番	1 の一部	460.80	m ²
(8)	高槻市氷室町一丁目所在のひむろこだま保育園敷地	684 番		300.82	m ²
		684 番	2	31.15	m ²
		709 番		142.14	m ²
		710 番	17	179.00	m ²
			計	653.11	m ²
(9)	高槻市氷室町一丁目所在のひむろこだま保育園分園敷地	700 番	1	45.00	m ²
		701 番	1 の一部	262.20	m ²
			計	307.20	m ²
(10)	大阪市城東区古市一丁目	13 番	12	28.97	m ²
	所在のすみれ共同作業所、第2すみれ青年の家・職員共済会館敷地	29 番 1		907.83	m ²
		30 番		2,244.62	m ²
			計	3,181.42	m ²
(11)	枚方市南中振一丁目 2285 番 41 所在の南海香里のさと敷地			854.94	m ²
(12)	枚方市南中振一丁目 2305 番所在の南海香里のさと敷地			373.55	m ²
(13)	枚方市南中振一丁目 2124 番 2 所在の南海香里のさと敷地			646.72	m ²
(14)	高槻市塚原一丁目	1 番	2	3,535.83	m ²
	所在の高槻温心寮、槻ノ木荘敷地	15 番	1	7,544.25	m ²
		611 番	3	224.14	m ²
		1003 番	1	87.00	m ²
			計	11,391.22	m ²
(15)	大阪市旭区今市一丁目	178 番		42.18	m ²
		181 番	3	25.87	m ²
	所在の第三あかつきの家敷地		計	68.05	m ²
(16)	貝塚市名越	1087 番	5	1,481.00	m ²
		1087 番	7	102.00	m ²
		1087 番	8	50.00	m ²
		1087 番	9	122.00	m ²
		1087 番	10	24.00	m ²
		1087 番	11	19.00	m ²
	貝塚市清児	1174 番	2	1,750.00	m ²
	貝塚市橋本	1211 番	2	85.00	m ²

	1211 番	4	91.00	m ²
	1211 番	5	71.00	m ²
	所在の貝塚こすもすの里敷地	計	3,795.00	m ²
(17)	高槻市大字原 1875 番所在のたけのこ敷地		674.08	m ²
(18)	大阪市城東区古市一丁目 13 番 1 所在の城東養護老人ホーム、 城東特別養護老人ホーム敷地		3,457.26	m ²
(19)	羽曳野市南恵我之荘二丁目 465 番地 1 所在の高鷲学園園舎 家屋番号 465 番 1 の 2 鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき・陸屋根 3 階建 (養護所)	1 階	1,220.77	m ²
		2 階	1,002.16	m ²
		3 階	867.61	m ²
	(附属建物)			
	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 (倉庫)		40.87	m ²
	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 (ごみ置場)		4.92	m ²
(20)	羽曳野市南恵我之荘二丁目 465 番地 1 所在の高鷲保育園園舎 家屋番号 465 番 1 の 1 鉄骨造スレートぶき 2 階建 (保育所)	1 階	739.14	m ²
		2 階	590.39	m ²
(21)	大阪市城東区古市一丁目 2 番地所在のすみれ愛育館園舎 家屋番号 2 番 33 鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建 (養護所)	1 階	752.22	m ²
		2 階	679.96	m ²
		3 階	691.66	m ²
		4 階	60.34	m ²
(22)	大阪市城東区古市一丁目 11 番地所在のすみれベビーセンター園舎 家屋番号 11 番 2 鉄筋コンクリート・軽量鉄骨造陸屋根・スレート葺 4 階建 (保育園舎)	1 階	503.90	m ²
		2 階	408.10	m ²
		3 階	291.10	m ²
		4 階	21.21	m ²
(23)	大阪市城東区古市一丁目 31 番地 2 所在のすみれ青年の家園舎 家屋番号 31 番 2 の 1 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根 2 階建 (寄宿舎)	1 階	150.10	m ²
		2 階	150.10	m ²
(24)	大阪市城東区古市一丁目 12 番地、11 番地所在のすみれ保育園園舎 家屋番号 12 番の 2 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建 (保育園舎)	1 階	386.74	m ²
		2 階	444.54	m ²
		3 階	207.71	m ²
(25)	大阪市生野区勝山北三丁目 178 番地 82、178 番地 85、178 番地 86 所在の東桃谷幼児の園園舎 家屋番号 178 番 82 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 (園舎)	1 階	323.28	m ²
		2 階	307.20	m ²
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき高床式平家建 (保育所)		48.00	m ²
(26)	大阪市城東区古市一丁目 29 番地 1、30 番地所在のすみれ共同作業所園舎 家屋番号 29 番 1 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 (職業訓練舎)	1 階	490.68	m ²
		2 階	452.48	m ²
(27)	高槻市氷室町一丁目 686 番地 1、684 番地、684 番地 2、703 番地 2、708 番地、709 番地 所在のひむろこだま保育園園舎 家屋番号 686 番 1 鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート・陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建			

	(保育所)		
		1階	713.50 m ²
		2階	269.61 m ²
(28)	高槻市大字原 924 番地 4 所在の三島の郷園舎		
	家屋番号 924 番 4 の 2 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建 (養護所)	1階	2,315.78 m ²
		2階	2,137.62 m ²
	家屋番号 924 番 4 鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき 3 階建 (事務所)	1階	167.94 m ²
		2階	152.74 m ²
		3階	138.10 m ²
	(附属建物)		
	鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき平家建 (作業所)		315.00 m ²
	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 (作業所)	1階	114.66 m ²
		2階	114.66 m ²
	家屋番号 924 番 4 の 2 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 (ポンプ室)		5.00 m ²
	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 (作業所)		45.00 m ²
(29)	大阪市城東区古市一丁目 12 番地所在のすみれ病院病棟		
	家屋番号 12 番の 3 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 (病院)	1階	672.51 m ²
		2階	619.42 m ²
		3階	118.38 m ²
(30)	大阪市旭区太子橋一丁目 228 番地、227 番地所在のあさひ希望の里園舎		
	家屋番号 228 番 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 (教習所)	1階	223.10 m ²
		2階	226.35 m ²
(31)	大阪市城東区古市一丁目 2 番地、31 番地 2 所在の関目寮		
	家屋番号 2 番 1 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 (共同住宅)	1階	334.08 m ²
		2階	334.08 m ²
	家屋番号 31 番 2 の 2 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 (共同住宅)	1階	334.08 m ²
		2階	334.08 m ²
(32)	枚方市南中振一丁目 2285 番地 41 所在の南海香里のさと園舎		
	家屋番号 2285 番 41 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 2 階建 (職業訓練舎)	1階	411.14 m ²
		2階	279.72 m ²
(33)	大阪市城東区古市一丁目 13 番地 12 所在のすみれ共同作業所園舎		
	家屋番号 13 番 12 の 2 木造スレート葺 3 階建 (居宅車庫)	1階	22.44 m ²
		2階	22.44 m ²
		3階	19.63 m ²
(34)	大阪市旭区今市一丁目 178 番地、181 番地 3 所在の第三あかつきの家園舎		
	家屋番号 178 番 鉄骨造陸屋根 4 階建 (居宅・物置)	1階	49.84 m ²
		2階	49.93 m ²
		3階	49.93 m ²
		4階	7.69 m ²
(35)	大阪市城東区古市一丁目 29 番地 1 所在の第二すみれ青年の家園舎		
	家屋番号 29 番 1 の 6 木造スレート葺 2 階建 (寄宿舎)		

		1階	139.98	m ²
		2階	139.98	m ²
(36)	貝塚市名越1087番地5、清見1174番地2、橋本1211番地2所在の貝塚こすもすの里園舎 家屋番号1087番5 鉄筋コンクリート造スレート葺2階建(養護所)	1階	1,336.40	m ²
		2階	803.53	m ²
(37)	大阪市城東区古市一丁目12番地所在のなかよしすみれ保育園園舎 家屋番号12番4 鉄4骨造陸屋根2階建(園舎)	1階	59.37	m ²
		2階	62.37	m ²
(38)	高槻市塚原一丁目15番地1所在の養護老人ホーム槻ノ木荘園舎 家屋番号15番1の3 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建(老人ホーム)	1階	1,066.91	m ²
		2階	962.36	m ²
	家屋番号15番1 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建(寄宿舎)	1階	80.55	m ²
		2階	80.55	m ²
	(附属建物)			
	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建(機械室)		60.36	m ²
	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建(ポンプ室)		15.00	m ²
(39)	大阪市旭区太子橋一丁目229番地所在の豊里学園園舎 家屋番号229番の2 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根3階建(養護所)	1階	790.49	m ²
		2階	725.92	m ²
		3階	719.93	m ²
	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建(倉庫)	1階	12.60	m ²
	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建(ゴミ置場)	1階	6.50	m ²
(40)	高槻市塚原一丁目1番地2、15番地1所在の高槻温心寮園舎 家屋番号1番2 鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき5階建(養護所)	1階	458.95	m ²
		2階	1,665.25	m ²
		3階	2,228.13	m ²
		4階	1,554.16	m ²
		5階	1,422.98	m ²
	家屋番号15番1の2 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建(倉庫)		220.83	m ²
(41)	高槻市大字原1875番地所在のたけのこ園舎 家屋番号1875番 木造スレートぶき2階建(作業場)	1階	215.69	m ²
		2階	69.04	m ²
(42)	大阪市城東区古市一丁目13番地1所在の城東養護老人ホーム、城東特別養護老人ホーム園舎 家屋番号13番1の2 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建(老人ホーム)	1階	1,193.75	m ²
		2階	877.53	m ²
		3階	794.62	m ²
		4階	794.62	m ²
		5階	548.40	m ²
	(附属建物)			
	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建(車庫)		48.68	m ²
	コンクリートブロック造陸屋根平家建(電気室)		10.88	m ²
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼版ぶき平家建(集会所)		155.80	m ²

(43)	貝塚市王子 1183 番地 3、1183 番地 9、貝塚市地藏堂 374 番地 2 所在のせんごくの里園舎 家屋番号 1183 番 3 鉄筋コンクリート造 ルーフイングぶき 2 階建 (養護所)	1 階	219.60	m ²
		2 階	220.00	m ²
(44)	貝塚市王子 1183 番地 13、1183 番地 6、貝塚市窪田 356 番地 1、357 番地所在のワークセンター すっく園舎 家屋番号 1183 番 13 鉄骨造スレートぶき 2 階建 (養護所)	1 階	376.06	m ²
		2 階	336.00	m ²
(45)	松原市阿保二丁目 23 番地 2、31 番地 2 所在の阿保くすの木保育園園舎 家屋番号 23 番 2 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建 (保育所)	1 階	287.46	m ²
		2 階	287.88	m ²
	(附属建物)			
	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建 (ボイラー室)		8.00	m ²
(46)	枚方市南中振一丁目 2305 番地所在の南海香里のさと居宅家屋番号 566 番木造瓦葺平家建		77.25	m ²
(47)	枚方市南中振一丁目 2124 番地所在の南海香里のさと居宅家屋番号 2124 番 2 木造スレート葺 2 階建	1 階	117.26	m ²
		2 階	47.26	m ²
(48)	枚方市大垣内町三丁目 713 番地 1 所在の支援センター ビーふる 寄宿舍家屋番号 713 番 1 木造 合金メッキ鋼板ぶき 3 階建	1 階	170.16	m ²
		2 階	159.69	m ²
		3 階	159.69	m ²